

最終更新日:2015年5月28日

株式会社ラピーヌ

代表取締役社長 青井 康弘

問合せ先:執行役員 社長室長 尾崎 史昭

証券コード:8143

<http://www.lapine.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、経営の透明性・迅速かつ適切な経営判断による業務執行に加えて、法令を遵守し社会常識に照らして公正な企業活動を行うことにより、株主・顧客・取引先・従業員など全てのステークホルダーに対する信頼経営を維持・継続することをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

コーポレート・ガバナンスについては、取締役会及び監査役会の機能強化を中心に充実を図っており、取締役会は迅速な経営意思決定に加え、経営監督機能の強化に主眼を置き、適正な人数で構成されるよう努めております。なお、取締役6名のうち1名は社外取締役であり、ガバナンス体制の更なる充実を図っております。また、取締役会の意思決定の過程では、必要に応じて顧問弁護士等、専門家の意見、助言も参考にしております。

監査役会は、構成する各監査役が取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行状況を客観的な立場から監査するとともに、取締役に対して適宜意見表明を行うなど、取締役の業務執行を十分に監査しています。また、監査役3名のうち社外監査役は2名であり、監査業務の独立性・透明性を高めております。

社外役員の独立性に関しては、上場規則及び社会通念を判断の基準としながら、実効性やコストなどを総合的に勘案して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保することが重要であると考えております。

また、内部監査部門である内部監査室を設置し、業務執行の適法性、業務の妥当性などの監査を通じ、内部統制の充実を図っております。

なお、当社は執行役員制度の導入により、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより経営責任を明確化するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しております。

このように効率的かつ健全な企業経営体制の整備を図っておりますが、経営機構のあり方については、今後とも検討を続けていくべき課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ラピーヌ取引先持株会	2,124,736	7.67
日本生命保険相互会社	1,751,980	6.33
ラピーヌ社員持株会	1,439,313	5.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000	3.61
株式会社三井住友銀行	1,000,000	3.61
第一生命保険株式会社	805,000	2.90
株式会社テーオーシー	693,000	2.50
住友生命保険相互会社	521,000	1.88
三井物産株式会社	300,000	1.08
株式会社ヤギ	215,000	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

2 月

業種

繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西 信子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 信子	○	独立役員に指定しております。	弁護士としての高い見識と豊富な経験は当社の経営基盤の強化と充実に資すると判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないため独立役員に適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と密接な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行い、効果的な監査に努めております。例えば、監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目について説明を受け、意見交換を行っております。

また、必要に応じて会計監査人の往査及び実査に立ち会うほか、会計監査人に対し、監査の実施経過について説明を求めています。

なお、監査役、内部監査室は、各々の監査活動の効率化及び質的向上に向けて、相互に様々な連携を図っております。

例えば、従来も監査役は会計監査人との連携を図っていますが、内部監査室とも定期的な連絡会に加え、必要な都度情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野 裕士	他の会社の出身者													
藤田 健二郎	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 裕士	○	中野裕士氏は、平成19年6月まで当社の金融取引先である日本生命保険相互会社の業務執行者として勤務していましたが、平成19年6月に当社社外監査役に就任され、その後、平成23年6月に独立役員に指定しております。当社は同社との間に借入、保険契約等の取引があり、同社は当社の株主(所有比率6.33%)であります。独立役員の独立性に影響を与えるものではありません。	金融業界で要職を歴任した豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、業界事情及び当社の事情にも精通しているため独立役員に適任と判断しております。
藤田 健二郎	○	独立役員に指定しております。	東レ及び東レグループ企業で要職を歴任した豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないため独立役員に適任と判断しております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に関して、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の要件を参考に独立性を判定し、同取引所へ独立役員として届け出ております。当社の現在の社外取締役及び社外監査役につきましては、当社の企業統治の有効性を高める人物を選任したものと考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成24年6月15日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、ストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役については株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、また監査役については企業価値向上を目指す監査意欲を一層高めることを目的として、取締役及び監査役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。本ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案しており、その内容は相当なものであると考えております。また、執行役員に対しても、同内容のストックオプションを割り当てることとしております。新株予約権の行使については、割り当て日の翌日から30年以内の期間において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降に行使することができるものとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第67期(2014年3月1日～2015年2月28日)における当社の取締役5名に対する役員報酬は、年間総額で43,206千円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役1名につきましては取締役相互で緊密に情報交換を行っており、経営統括本部がサポートを行っております。社外監査役2名のうち1名は常勤監査役であり、他の1名につきましても監査役相互で緊密に情報交換を行っております。なお、取締役会の開催に際しては、取締役会事務局から事前に提案資料の配布及び事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、迅速な意思決定と機動的な経営ができる効率的な体制をとっており、原則として定例取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、会社の基本方針、法令で定められた事項及び当社経営上の重要事項を協議・決定しております。また、取締役会は、コンプライアンスの徹底を図り、業務の執行状況を監視・監督する機関として位置付けられております。

2. 監査役

当社は監査役制度採用会社であり、監査役は3名(常勤監査役2名)で構成され、その内2名が社外監査役です。監査役は、取締役会ほか社内の重要会議にも出席するほか、代表取締役との意見交換、取締役その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査室及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を客観的な立場から監査するとともに、取締役に対して適宜意見表明を行い、監査役監査の実効性を確保し、経営監視機能を果たす体制をとっております。

3. 執行役員

当社は経営の意思決定及び監督機能と業務執行を分離するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するた

め、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で決議された職務分担の範囲を担当し、代表取締役の指揮のもとで、取締役会の意思決定を受け委任された業務において執行責任を担っています。

4. 経営会議

定例取締役会開催に併せて、取締役会メンバー、執行役員及び社内主要部門の部門長で構成する経営会議を開催し、迅速なアクション決定を行うなど実効性ある経営体制を整えております。

5. 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みのひとつとして、社外取締役の西信子氏、社外監査役の中野裕士氏及び藤田健二郎氏を独立役員として指定しております。

6. 内部監査室

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室(専任スタッフ2名)において、会社業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性、資産の保全・有効活用の状況、リスク管理状況、法令等及び社内諸規程・基準の遵守状況等について監査を行っております。また、監査役及び会計監査人と連携して業務を遂行しております。

7. 会計監査人

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。会計監査業務を執行した公認会計士は、大西康弘氏及び千崎育利氏であり、他に補助者として公認会計士3名、その他5名が従事しております。なお、継続監査年数はいずれも7年以内であるため、その記載を省略しております。

8. 役員報酬等

取締役の報酬は、内規に基づき、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、代表取締役社長が各取締役の職責等を勘案し決定しています。監査役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、監査役の協議により決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、執行役員制度の導入により経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離する仕組みをとっており、また、社外取締役を選任することで、更なるガバナンス体制の向上を図っております。

今後も、ガバナンス体制の向上を経営の課題として継続検討してまいります。現状においては、当社の企業規模及び事業運営形態等に照らし、現体制が有効であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の20日前の発送を基本としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用のサイトを設け、主に株主、投資家の方へ向け、財務状況、活動成果等の情報を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ラピーヌグループ企業行動指針」により、事業活動上の株主・顧客・取引先の皆様との関係について、規定しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、健全で持続的な発展を実現するために、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(以下「内部統制システム」といいます。)の整備、運用が経営上の重要な課題であるとの認識から、以下のとおり、内部統制システムに関する基本方針(以下「本方針」といいます。)を決定します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社は、「真実と信頼」を創業以来の経営理念とし、消費者第一主義に徹した経営のもと、高級婦人既製服のアパレルメーカーとして、ファッションを通じて社会の生活文化向上に貢献することを目指しております。この経営理念のもと、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、以下の体制を構築いたします。

(1) 取締役会は「企業行動指針(コンプライアンス指針)」を制定し、コンプライアンス担当執行役員及び同担当を配置し、継続的に教育を実施することにより役員及び従業員への周知徹底を図ります。

(2) 当社グループ(当社及び子会社)共用の内部通報制度「ラビースグループヘルプライン制度」に基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。内部通報制度は、当社監査役に直接通報ができる体制とし、通報した者が通報を理由に不利な取扱いを受けることがないことを確保します。

(3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

(4) 内部監査室は、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的な社内モニタリングにより確認し、業務改善点の指摘を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」など当社グループの情報管理に係る社内規程に従い適切な整理・保管の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを管理するため、代表取締役社長の直轄部署として危機管理室を設置し、担当執行役員が室長としてその業務を掌し、コンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ等のリスクに関して、それぞれの担当部署に規程・規則・マニュアル等の制定、整備及び研修の実施等による従業員への周知徹底を求め、損失の危険を発見した場合 直ちに危機管理室長に通報するよう指導します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1) 取締役会は当社グループの取締役・従業員が共有する全社的な目標である経営理念を基軸とした中期経営計画とこれに基づく年度計画を定め、取締役は各担当業務の目標達成のために業務を遂行するものとします。また、年度計画目標達成にあたっては、ITを活用した業績管理を行い、取締役会及び取締役・幹部社員で構成される経営会議にて月次業績の評価と改善策を実施します。

(2) 業務の執行においては、取締役会規則に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守します。

(3) 取締役会は職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限委譲を行い、各層の責任者が意思決定ルールに則り効率的な業務を遂行するものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社に関する重要事項については、当社取締役会において審議、決定するものとします。なお、当社の役職員が子会社の取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告できる体制とします。

(2) 子会社の法務、人事及び経理業務等については、当社の担当部署が支援を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を管理し、当社グループ全体の業務の整合性と子会社の役職員の効率的な職務執行を確保します。

(3) 子会社に対して、当社内部監査室が実地監査を含めた内部監査を実施し、当社取締役会及び監査役会へ結果報告を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項について

(1) 監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員(以下「監査役スタッフ」といいます。)として適切な人材を配置します。

(2) 監査役スタッフの独立性を確保し当該監査の適切な遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役が行い人事異動は監査役と取締役が協議するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

(1) 監査役の職務の効果的な遂行のため、当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。

(2) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役会に報告します。

(3) 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもちます。

(2) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席し、必要な助言または勧告を行います。

(3) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、顧問弁護士・監査法人等の専門家との連携を図れる環境を整備します。

(4) 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業行動指針(コンプライアンス指針)」及び「内部統制に関する基本方針」に、社会秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力・組織団体及び個人とは関わりを持たず、これらの圧力に対して断固として対決・排除する旨を基本方針として規定しております。

上記、「企業行動指針」及び「内部統制に関する基本方針」は当社グループイントラネットに掲載し、グループ全社員への啓蒙を行っております。また、総務人事部を反社会的勢力対応の総括部署とし、警察署との綿密な連絡等の実施、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門家と連携を取りながら、対応を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

◆コーポレート・ガバナンス体制について

どのようなコーポレート・ガバナンスの仕組みや体制を構築しても、最終的にはそれを運用する人の意識が低ければ、有効に機能することはできません。当社には、善を命じ悪を退ける良心に従った行動と、真実を語り嘘を言わないといった「真実と信頼の経営」の企業風土がありますが、これらを経営陣と従業員が共有することにより、高い倫理観に基づいた意思決定と業務の執行が可能になると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制の不備改善は当然ですが、社員一人ひとりにその重要性の意識が浸透・徹底するような、実効性のある施策の充実・強化が目標であり、また今後の課題と考えております。

◆当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は有価証券上場規程で定める適時開示の規則に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を適時・適切かつ積極的に開示することを基本方針としております。この基本方針を実現するため、以下の体制で取り組んでおります。

1. 決定事実に関する事項

重要な決定事項の開示については、会社の意思決定機関が取締役会であることから、取締役会決議予定事項について、情報取扱責任者である経営統括本部管掌執行役員が内容を把握、情報開示の要否を検討し、取締役会開催以前に各議案について開示要否の判断を行います。情報開示についての問題点の洗い出しについては情報取扱責任者を中心に経営統括本部が早期に行うことにより、会社情報の適時開示が速やかに行われる体制を整えております。また必要に応じて幹事証券会社及び会計監査人並びに弁護士によるアドバイス等を受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実に関する事項

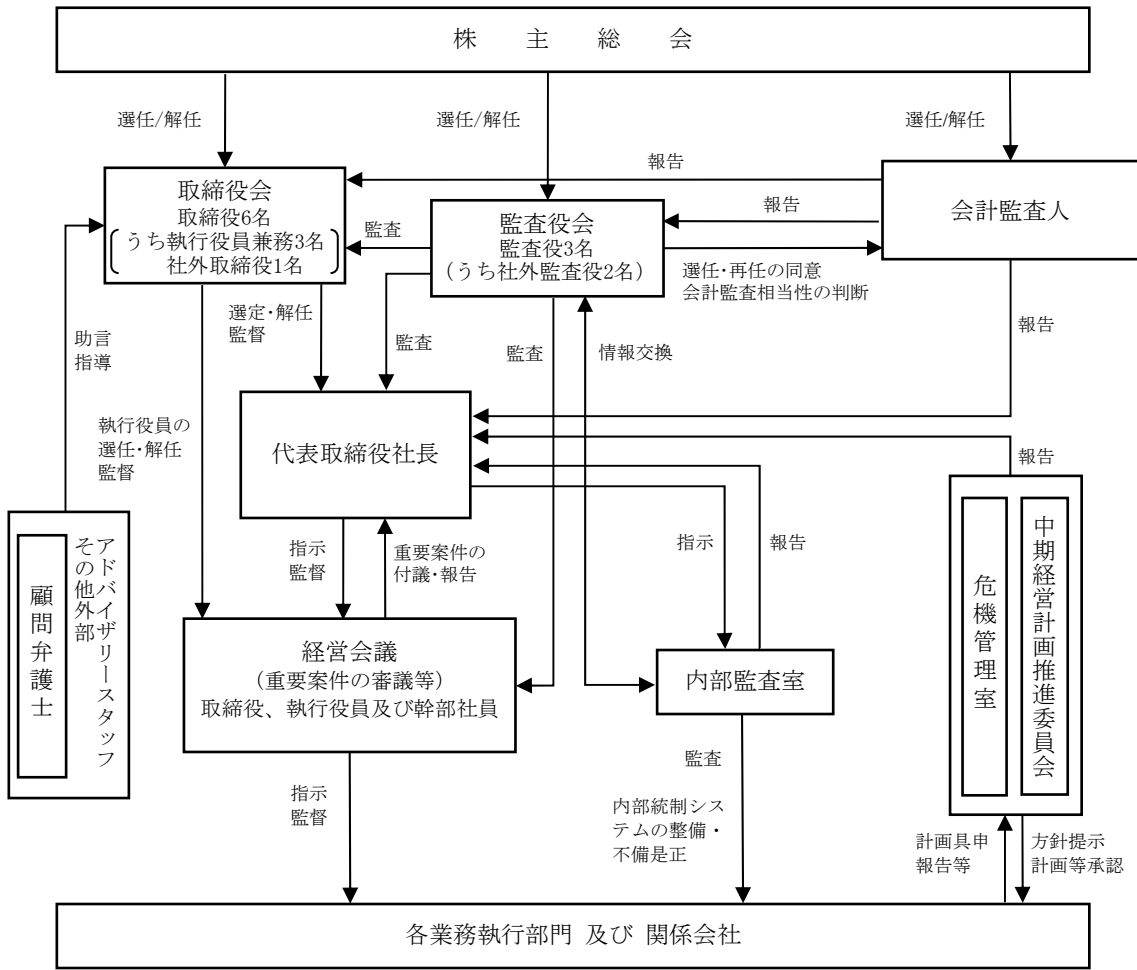
重要な事実が発生した場合については、事実の発生と同時に情報取扱責任者へ報告が入るよう、社内の周知徹底を行っております。通常の業務で発生する発生事実等は従業員から部門長へ速やかに報告し、更に情報取扱責任者に報告する仕組みを作り上げております。開示の要否の判断は情報取扱責任者が行い、社長の承認を得て、速やかに情報開示を行います。また必要に応じて幹事証券会社及び会計監査人並びに弁護士によるアドバイス等を受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する事項

決算に関する情報については、決算月の翌月に経理部において決算財務数値を作成し、会計監査人及び監査役会の監査を受けた後、取締役会にて承認し、情報取扱責任者の指示によりただちに決算情報を開示しております。なお、各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人による監査も期末に偏ることなく実施されております。これらにより迅速、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(適時開示に係る社内体制については別紙に模式図を記載しております。)

株式会社ラピーヌ コーポレート・ガバナンス体制の模式図



株式会社ラピーヌ 適時開示に係る社内体制の模式図

